「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」 の平成23年度の実施事項及び同計画の変更について

> 平 成 2 3 年 5 月 内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成22年法律第41号)第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)の平成22年度末における進捗状況を踏まえ、基本計画の平成23年度の実施事項等について、以下のとおりとする。

- 1. 平成23年度に実施する事項 (詳細は参考資料を参照) 平成22年度からの継続事項に加え、主な事項として下記に取り 組む。
 - (1) 低潮線の保全に関する事項

我が国の排他的経済水域等の基礎となる低潮線(自然的条件の調査ができない北方領土及び竹島の周辺海域を除く。(注1))を対象として、185の低潮線保全区域を政令にて指定する(平成23年6月1日施行予定)ほか、低潮線保全区域の巡視体制の整備、監視体制の強化、低潮線データベースの構築、海洋台帳の整備等を実施する。

- (2)特定離島を拠点とする活動に関する事項 海潮流観測等を実施する。
- (3)拠点施設の整備に関する事項 沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の建設に着手する。

2. 基本計画の変更

平成23年度の沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の新規着工に伴い、同施設の具体的な諸元を基本計画において定める必要があることから、以下のとおり基本計画の変更を閣議決定することとする。(注2)

「変更案〕

「国土交通大臣は、沖ノ鳥島及びその周辺海域で活動する船舶による係留、停泊、荷さばき、北小島等への円滑なアクセス等が可能となるよう、沖ノ鳥島西側に特定離島港湾施設(岸壁(延長160 m・水深-8 m)、泊地(水深-8 m)及び臨港道路(附帯施設を含む))を整備する。」

(注1) 基本計画(抜粋)

- 1. 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針
- (2) 排他的経済水域等の安定的な保全措置の方針

低潮線保全区域の指定は、区域内における土地の掘削等の行為が禁止され、違反 した場合には罰則を伴うものであることから、海底の地形、地質その他の低潮線及 びその周辺の自然的条件について調査によって確認を行い、必要最小限度の区域に 限らなければならない。

低潮線保全区域の指定は、我が国の領土にあるすべての排他的経済水域等の基礎となる低潮線を対象に行われるべきものであるが、現状では北方領土及び竹島の周辺海域については、法第2条第7項に定める「やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によってその確認を行うことができない海域」に該当することから、当該区域の指定は行わないこととする。ただし、自然的条件について、調査によってその確認を行うことができることとなった時に、直ちに調査を行い低潮線保全区域として指定を行う。

(注2) 基本計画(抜粋)

- 4. 拠点施設の整備等の内容に関する事項
- (2) 特定離島港湾施設の整備に関する内容

ア. 南鳥島

国土交通大臣は、南鳥島及びその周辺海域で活動する船舶による係留、停泊、 荷さばき等が可能となるよう、南鳥島南側海岸部に特定離島港湾施設(岸壁(延 長 160 m ・水深 -8 m)及び泊地(水深 -8 m)(附帯施設を含む))を整備する。

イ. 沖ノ鳥島

国土交通大臣は、沖ノ鳥島及びその周辺海域で活動する船舶による係留、停泊、荷さばき、北小島等への円滑なアクセス等が可能となるよう、<u>岸壁、臨港道路等の特定離島港湾施設の整備に必要となる現地測量調査等を行い、早期の整備を目指す。</u>